

太字は改正

(別表1)

## 契約管財局が発注担当となる事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで

|         |                                   |               |                           |
|---------|-----------------------------------|---------------|---------------------------|
| 本市の登録種目 | 050 とび・土工・コンクリート工事<br>または290 解体工事 | 建設業法上の建設工事の種類 | とび・土工・コンクリート工事<br>または解体工事 |
| 本市の工事種目 | 02C 解体工事                          | 建設業許可の業種      | とび・土工工事業または解体工事業          |

| 地域要件                    |        |      | 受注可能本数<br>(予定価格700万円(税込)以上に適用) |      |      |
|-------------------------|--------|------|--------------------------------|------|------|
| 本店業者                    | 支店業者   | 市外業者 | 本店業者                           | 支店業者 | 市外業者 |
| 工事場所に<br>かかわらず<br>入札参加可 | 入札参加不可 |      | 3本                             | 受注不可 |      |

### (建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格6千万円(税込)以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 建設業許可の業種における、とび・土工工事業の者は、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条第1項に規定する経過措置の適用を受ける者であることを要件とする。

### 地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

### (受注可能本数に関する事項)

- ・ 契約管財局が発注担当となる予定価格700万円(税込)未満の案件については、受注可能本数の対象としない。
- ・ 平成27年1月1日から平成27年12月31日の間に完成した本市発注工事(契約管財局以外が発注担当の案件を含む)のうち、当工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数を減ずる。
- ・ 上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。